

令和 8 年 6 月 1 日
セイカ食品株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第 3 回）

女性の活躍支援・推進への取り組みとして、女性の職業能力を十分に発揮できるよう、職業生活における活躍の場を広げ、働きやすい環境を整備するなど、次のような行動計画を策定する。

計画期間 令和 8 年 6 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

目標 1：管理職（係長職以上）に占める女性割合を 15%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和 08 年 6 月～ 女性社員のキャリア意向調査（管理職志向の把握）等現状を分析し課題を把握する。
- 令和 09 年 4 月～ 管理職候補の育成のため、女性リーダー研修を実施し女性社員向けキャリア面談を定期的実施する。
- 令和 10 年 4 月～ 係長・課長への女性登用を推進。
昇進後フォロー（面談・業務負担調整）を実施する。

職業生活と家庭生活との両立に関する目標

目標 2：全従業員の有休取得日数を 10 日以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和 08 年 6 月～ 社員の毎月の有給休暇状況をデータ化し、情報共有する。
- 令和 09 年 4 月～ 記念日休暇の導入。
- 令和 10 年 4 月～ 部署ごとの有給休暇取得向上計画の策定をする。